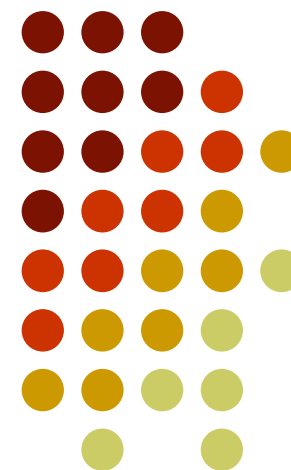


食品廃棄物等適正処理講習会

食品廃棄物の不正転売防止に向けた
当社の対応について

2016年9月7日
宝酒造株式会社



目次



1. 産廃業者ダイコーによる食品廃棄物不正転売を受けた当社の対応

- (1) 情報収集：事件の概要
- (2) 情報収集：事件後の対応事例
- (3) 情報収集：宝酒造及びびグループ会社の現状
- (4) 情報収集：商品廃棄委託先の現地確認

2. 当社の商品廃棄における不正転売防止策

- (1) 事件発生前の不正転売防止の対応状況
- (2) 事件発生後の不正転売防止策

3. 商品廃棄における不正転売防止策



1. 産廃業者ダイコーによる食品廃棄物不正転売を受けた当社の対応

(1) 情報収集: 事件の概要



2016年1月、ダイコーによる食品廃棄物の不正転売が発覚



主として、新聞・雑誌やWebサイト等から事件の概要について情報収集を行い、社内に関連部署と情報共有

(1) 産廃業者ダイコーによる不正転売の概要

- ・2015年10月. カレーチェーン店CoCo壺番屋を運営する壺番屋が冷凍ビーフカツの処分を産廃業者ダイコーに委託。
- ・2016年1月. 廃棄委託した冷凍ビーフカツの横流しが発覚。
- ・ " " . 食品廃棄物の横流しが、ニチレイフーズ、マルコメ、イオン、ローソン、サークルKサンクスなどが製造・販売した賞味期限切れの食品に拡大。
- ・ " " . 環境省と農林水産省が食品リサイクル法に基づきダイコーに立入検査。
- ・2016年2月. 愛知県がダイコーに行政処分(改善命令)。
- ・2016年3月. ダイコーが排出業者に対して、処理費用を提出

(社内での情報共有)

1. 産廃業者ダイコーによる食品廃棄物 不正転売を受けた当社の対応



(2) 情報収集: 事件後の対応事例



2016年1月、ダイコーによる食品廃棄物の不正転売が発覚



新聞・雑誌やWebサイト等から、①行政や②業界団体、③食品メーカー各社の事件発生後の対応について情報収集を行い、社内
の関連部署と情報共有

①行政(環境省や地方自治体)の対応

②業界団体(産業廃棄物処理業界)の対応

③食品メーカー各社の対応

※特に、各社の不正転売防止策の事例について

1. 産廃業者ダイコーによる食品廃棄物不正転売を受けた当社の対応

(3) 情報収集：宝酒造及びグループ会社の現状



宝酒造の全事業場および国内グループ会社に対して
商品廃棄物処理に関する情報収集を実施

- 商品廃棄処理の委託の有無
- 廃棄処理を委託している商品の種類
- 廃棄頻度と1回あたりの廃棄量、年間の廃棄量
- 廃棄処理委託業者名
- 不正転売防止策実施の有無
(実施している場合は、具体的な実施方法)

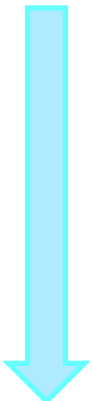
- 宝酒造の商品廃棄の大部分は、工場の排水処理施設で
自社内処理されている。
- 商品を産廃業者へ委託しているものは一部のみ
(※不正転売防止策の実施状況はまちまち)

1. 産廃業者ダイコーによる食品廃棄物不正転売を受けた当社の対応



(4) 情報収集：商品廃棄委託先の現地確認

宝酒造および国内グループ会社が商品廃棄処理を委託している全ての産廃業者の現地確認を実施

- 
- ・商品廃棄処理の一連の流れの確認
 - ・主な取引先
 - ・搬入される廃棄商品の形態
 - ・不正転売問題への対応（廃棄処理時の立ち会いの受け入れや廃棄証明書の発行など）
 - ・現地確認を実施した他社からの要望等についてのヒアリング など

- ・産廃業者により、廃棄処理方法や搬入される商品の形態などに大きな違いがある。
- ・今回の不正転売事件を取引先拡大のチャンスと捉え不正転売防止対策を積極的に取り、それをアピールする企業がある。

1. 産廃業者ダイコーによる食品廃棄物 不正転売を受けた当社の対応



(4) 情報収集：商品廃棄委託先の現地確認

※処理方法は産廃業者により異なる

A社



•搬入後、即日重機や破碎機
による破碎、焼却

B社



•廃棄商品は搬入後、一旦倉
庫に保管
•手作業で廃棄商品を破碎機
に投入

1. 産廃業者ダイコーによる食品廃棄物 不正転売を受けた当社の対応



(4) 情報収集：商品廃棄委託先の現地確認

＜産廃業者による不正転売事件への対応＞

①商品廃棄処理時の立ち会いの積極的な受け入れ

②廃棄証明書の発行

(必要に応じて、積み込み時～破碎時などの写真撮影)

③監視カメラの設置と事務棟での確認

(破碎機投入時の撮影＝廃棄商品の確認可など)

2. 当社の不正転売防止策

(1) 事件発生前の不正転売防止の対応状況



- 宝酒造の商品廃棄の大部分は、工場の排水処理施設で**自社内処理**されている。
- 商品としての産廃業者への委託は一部のみ
(※不正転売防止策の実施状況はまちまち)

< 商品廃棄時の不正転売防止策の実施状況 >

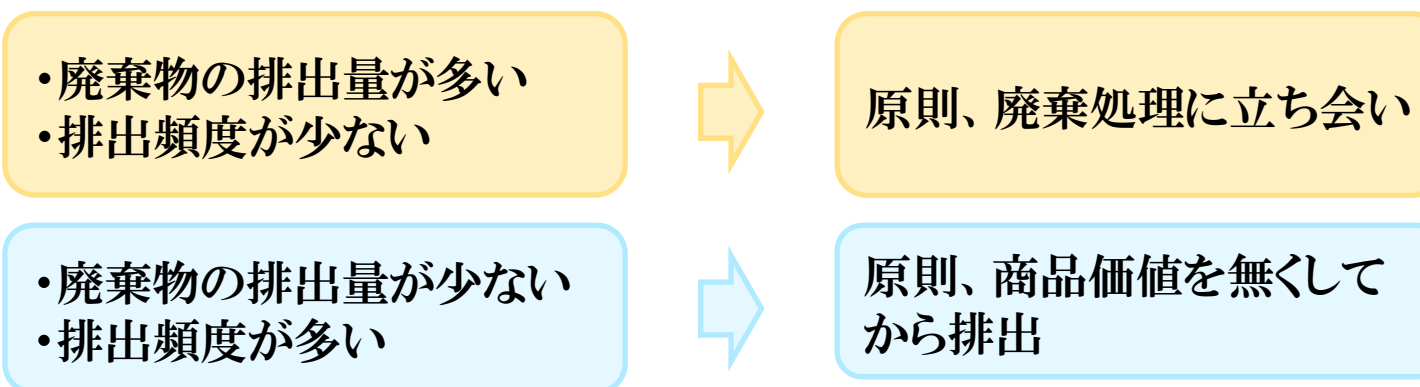
- 不正転売防止策をまったく講じていない
- 商品廃棄時に立ち会っている
(自社運搬で委託先に持ち込み、廃棄処理にも立ち会い)
- 商品価値を無くしてから委託
(物理的に破壊してから廃棄など)
- 行政による廃棄処理の確認がある
(課税前の輸入品の廃棄に、国税庁の立ち会いがある)



2. 当社の不正転売防止策

(2) 事件発生後の不正転売防止策

＜基本的な考え方＞



各事業場・各社は、それぞれの状況に応じて

- ①商品廃棄時に立ち会うか、
- ②商品価値が無くなる措置を講じてから廃棄する。

いずれの対応も難しい場合に限り、

- ③廃棄時の写真を含む廃棄証明書を手に入る。

3. 商品廃棄における不正転売防止策



①信頼できる産廃業者に委託する

※一般的な産廃業者の選定方法と同じ

(現地確認、委託単価が安すぎないか、優良認定業者か否か・・・など)

②社員等による廃棄処理時の立ち会い

(長所) 確実に不正転売を防止できる

(欠点) 委託先は遠方の場合や廃棄頻度が多い場合は負担が大きい

③商品価値を無くしてから産廃処理を委託する

(長所) 確実に不正転売を防止できる

(欠点) 廃棄量や頻度が多い場合、商品価値を無くす作業負担が大きくなる
可能性がある

3. 商品廃棄における不正転売防止策



④ 委託先から廃棄時等の写真を含む廃棄証明書をもらう

(長所) 負担が小さい

(欠点) 廃棄写真は別の廃棄時の写真を流用できるため、完全な不正転売防止策とはならない

⑤ (商品廃棄を外部に委託している場合)

廃棄指示した商品の重量と産廃処理委託先に持ち込まれた
廃棄商品の重量との照合

※商品廃棄を委託した外部業者による不正転売の防止

まずは、産廃業者に不正転売防止策について相談してみる！



ご清聴ありがとうございました